○厚生労働省告示第二百四十三号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十五年七月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
わた	除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタＴ３０４―４０系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

○農林水産省告示第二千二百五十七号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分二厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千二百五十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年一厘」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千二百五十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分二厘」を「年一分三厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千二百六十号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十五年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十五年七月十九日

農林水産大臣　林　芳正

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四七一、四〇〇円
褐毛和種	一頭につき、四一一、一〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二四四、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一二〇、三〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二六五、〇〇〇円

○農林水産省告示第二千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町林垣字西ケ谷三〇八七、三〇九一、三〇九五、三〇九七、三〇八八、字大谷三一〇六から三一一一まで、三一一二の一、三一一二の二、三一一三、字カジ谷三一一七、三一一九、三一二〇、三一二四、三一二六、三一二七の二、三一二七の三、三一二七の五、三一二七の六、三一二七の八から三一二七の一三まで、三一二八の一、三一二八の二、三一二九、三一三一の一、三一三一の二、和田山町寺内字大明神八〇から八五まで、八七、八八、九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県みどり市大間々町小平二六二、二六三、二七二の四、二七三、二七四の一、甲二七五、二七六から二七八まで、甲二七九、乙二七九、三〇八の二、三一〇、三一一、三一五から三一七まで、二三一九の一、二三一九の二、甲二三二〇、二三二〇の二、二三二一、吾妻郡中之条町大字上沢渡字柿ノ木一七五四の四、一七五四の六、一七五四の七、字和多須一七六一の一、一七六一の三、一七六一の五、甘楽郡南牧村大字星尾字阿久津二〇〇〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大間々町小平二六二、二六三、二七二の四、二七三、二七四の一、甲二七五、二七六から二七八まで、乙二七九（次の図に示す部分に限る。）、三〇八の二、三一〇、三一一・三一六・三一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、甲二三一九の二、甲二三二〇、二三二〇の二、二三二一、字柿ノ木一七五四の四、一七五四の六、一七五四の七、字和多須一七六一の一（次の図に示す部分に限る。）、一七六一の三、一七六一の五（次の図に示す部分に限る。）、字阿久津二〇〇〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びにみどり市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県藤岡市保美濃山字大久保二一一八（次の図に示す部分に限る。）、二一一九、二一二〇、甲二一二六の一、二一二七・二一二八の甲（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、多野郡上野村大字楢原字蔦之岩二三一六、二三一八、高崎市倉渕町権田字三ツ玉下五三四四の六三、五三四四の六四、五三四四の六七、五三四四の六八、五三四四の七一、五三四四の七二、五三四四の七七、五三四四の七八、五三四四の八一、五三四四の八三、五三四四の八五から五三四四の八九まで、五三四四の九二、五三四四の九三、五三四四の九七、五三四四の一五〇五、五三四四の一五〇六、吾妻郡東吾妻町大字岩下字西野久保二五五六、二五五七